

財源

(基本方針)

- 市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らずに確保**
- **債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく**中でも可能となる財政規模を精査
- 予算編成改革という大きな枠組みの中で、当初予算と補正予算を通じた**通年の国債発行額を適切にコントロール**しながら、**必要な財政需要に対応**

(具体的な財源確保の考え方)

今後の予算編成プロセスにおいて、

- 税収動向等を見極めつつ、**歳出歳入両面の見直し**
- **租税特別措置・補助金の見直し**
- **税外収入**についても、あらゆる特別会計や基金などからの**更なる歳入確保の取組をゼロベースで進める**
(※本年度(R8予算)の外為特会・独法などからの納付金等：9.0兆円程度)
- 近年の**補正予算**(注)で、**物価高対策**のために計上してきている**多額の予算**についても、今回の**所得に連動したきめ細かな給付や、つなぎが、物価高対策としての意味を持つ**ということも踏まえて、**その中身を見直し**

(注) 経済対策関係経費(補正予算)

令和5年度：13.1兆円、令和6年度：13.9兆円、令和7年度：17.7兆円

農業等・外食産業への影響

(農業等(漁業を含む))

- その影響を見極めつつ、過去の様々な支援策も参考としながら、現場の納得感のある対応を検討し、与党の御意見も伺いながら、政府の責任において、**今後の予算編成プロセスでしっかりと具体化**

(外食産業)

- その影響も見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り等のための予算措置を検討し、与党とも連携しながら、**支援策を具体化**

税率を1%から8%に戻す際の影響

(給付の対象となる中低所得者)

- 所得に連動したきめ細かな給付は、**中所得・低所得の現役勤労者に着目**して、その**負担軽減**を通じて、**所得に応じ、これまでより手取りが増えるようにする**ことを目的としている
- 給付の対象となる中所得・低所得の現役勤労者の**大宗**については、(税率を1%から8%に戻す際においても、) **飲食料品の消費税率引下げの効果を上回る支援**を受けられる

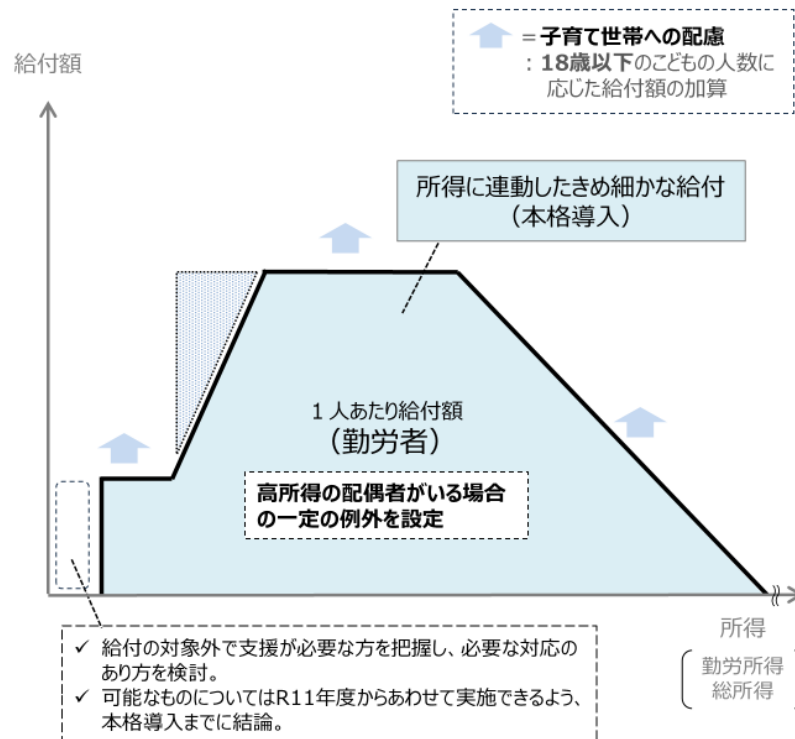
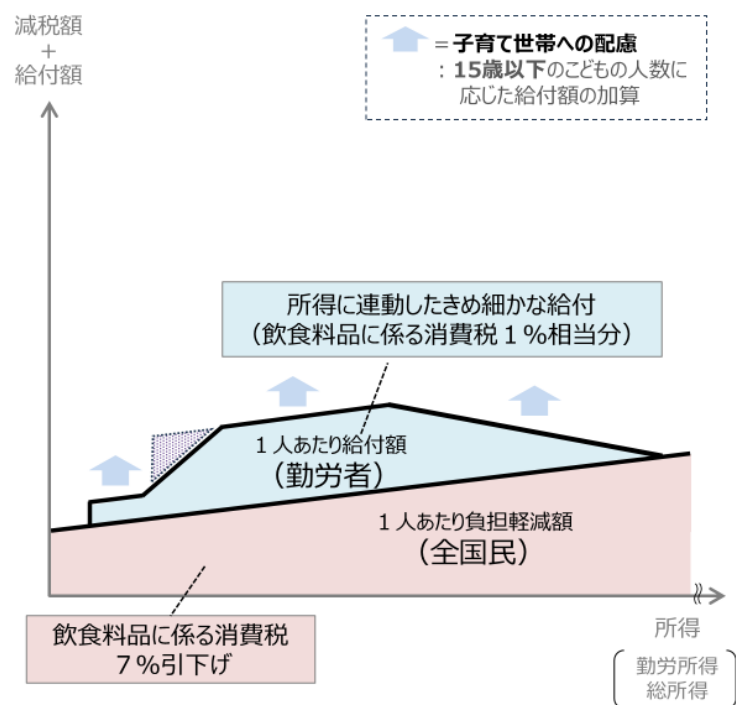
議長案のイメージ

令和9年度～

- ✓ 飲食料品に係る消費税率1% (7%引下げ)
- ✓ 所得に連動したきめ細かな給付の先行導入

令和11年度～

- ✓ 所得に連動したきめ細かな給付の本格導入



税率を1%から8%に戻す際の影響（つづき）

（対象外となる方）

- **勤労意欲のある低所得の方**：給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、既存の社会保障制度での対応も含め、必要な対応の在り方を検討し、可能なものについては令和11年度からに合わせて実施できるよう、本格導入までに結論を得る
- **就労しておられない高齢者の方**：中間とりまとめにおいても、年金制度などの既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応の在り方を継続検討し、次期年金法改正が予定されている令和12年までに結論を得るとされており、所得に連動したきめ細かな給付と既存の年金制度の双方から取り残される方が生じないように検討

給付で代替する際の課題

（これまでの給付）

- **制度やインフラのない中で、その都度行ってきたため、（定額の給付にとどまっており、）所得に連動したきめ細かな仕組みとすることはできず、自治体の皆様には急な準備をお願い**することになっていた

例：昨年末の補正予算の、子ども一人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当でも、市区町村によっては、給付開始が今年7月末までずれ込む見込み

※わが国ではコロナ発生以降、臨時的に行われた給付金は全て定額（住民税非課税世帯や全世帯等を対象）。中低所得者を対象とする所得に連動したきめ細かな給付は画期的なものであり、実施は令和9年6月以降となる。

※令和9年度から「先行導入」する給付（高所得配偶者の勘案なし、15歳以下の子のみ対象）を、飲食料品に係る消費税率1%相当分ではなく8%相当分とすることについては、**高所得の配偶者を把握できないため公平性の観点から課題**があるほか、こどもの人数に応じた加算も**15歳以下の子どものみが対象**になるといった課題がある。

（本格型）

- **真に公平な給付**を実現するには、
 - ✓ **高所得の配偶者**の所得を把握することとともに、
 - ✓ 子育て世帯への支援の観点から**16歳から18歳の被扶養者**の情報を把握した上で、所得に連動したきめ細かな給付を本格導入する必要があり、それには**一定の期間を要する**

【参考】飲食料品の消費税率引下げに係る課題と総理会見における発言

課題	高市総理大臣会見（R8.7.30）（抜粋）
財源確保	財源確保については、その方針が明確でないとの御指摘もありましたが、高市内閣が進める予算編成改革を具体化していく中で、令和 1 1 年度から本格導入する所得に連動したきめ細かな給付や、2 年間のつなぎの双方について、<u>中間とりまとめに示していただいた方針のとおり、市場の信認が得られるよう、特例公債に頼らずに確保</u>してまいります。 具体的には、既に予算編成改革の方針としてお示ししているとおり、<u>今後の予算編成プロセスにおいて、税収動向等を見極めつつ、歳出歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、通年の国債発行額などを具体化していくこと、租税特別措置・補助金の見直し</u>、更には、本年度は外為特会や独法などからの納付金等により 9 . 0 兆円程度であった<u>税外収入についても、あらゆる特別会計や基金などからの更なる歳入確保の取組をゼロベースで進めること</u>などにより、<u>改革全体を通じて、必要な財政需要に対応</u>してまいります。 また、予算編成改革として、<u>補正予算依存の財政運営から脱却し、補正予算は、真に緊要性の高い施策に限定</u>する方針も既に明確にしています。<u>近年の補正予算で、物価高対策のために計上してきている多額の予算</u>についても、今回の所得に連動したきめ細かな給付や、また、つなぎが、物価高対策としての意味を持つということも踏まえて、<u>その中身を見直してまいります</u>。実際に、私の就任以降の予算編成においては、予算全体のメリハリ付けを行うことなどを通じて、国債の新規発行額を抑制することができております。<u>今後、予算編成改革という大きな枠組みの中で、当初予算と補正予算を通じた通年の国債発行額を適切にコントロールしながら、所得に連動したきめ細かな給付の本格導入やそれまでのつなぎを含めて、必要な財政需要に対応</u>していく、ということでございます。

課題	高市総理大臣会見（R8.7.30）（抜粋）
農業従事者等への影響 （漁業従事者を含む）	仕入れ税額控除の還付が受けられない農業従事者等に関しては、<u>その影響を見極めつつ、過去の様々な支援策も参考としながら、現場の納得感のある対応を検討し、与党の御意見も伺いながら、政府の責任において、今後の予算編成プロセスでしっかりと具体化</u>してまいります。
外食産業への影響	外食産業についても、<u>その影響も見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り等のための予算措置を検討し、与党とも連携しながら、支援策を具体化</u>してまいります。

課題	高市総理大臣会見（R8.7.30）（抜粋）
減税終了時の税率 引上げ（８％）	2年後の税率につきましては、<u>社会保障国民会議に参加した各党の間でも、消費税が貴重な社会保障財源であるとの認識は共通</u>しています。<u>財政の持続可能性を実現して、市場の信認を確保していくという観点からも、2年後に私が責任を持って、確実に税率を元に戻してまいります。</u> その上で、1年度に、2年後に消費税率を元の税率に戻す際には、あわせて本格導入される<u>所得に連動したきめ細かな給付が、中所得・低所得の現役勤労者に着目し、その負担軽減を通じて、所得に応じ、これまでよりも手取りが増えるようにすることを目的</u>としているということ、<u>給付の対象となる中所得・低所得の現役勤労者の大宗については、飲食料品の消費税率引下げの効果を上回る支援を受けられること、…</u> そして、所得に連動したきめ細かな給付の<u>対象外となる就労意欲のある低所得の方や就労していない高齢者の方</u>などについても、所得に応じたきめ細かな給付と既存の社会保障制度の双方から<u>取り残される方が生じないよう、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくこと、更に、</u>所得に連動したきめ細かな給付についても、あわせて法律で措置することを検討しております。 ですから、<u>今後、国会に提出予定の法律において景気条項を盛り込む必要はないと考えております。</u>

課題	高市総理大臣会見（R8.7.30）（抜粋）
税率を戻す際の影響 ・ 中所得・低所得の現役勤労者 ・ 勤労意欲のある低所得の方 ・ 就労しておられない高齢者の方	飲食料品の消費税率を元の税率に戻す際に大幅な負担増が生じるのではないかと御懸念につきましては、 ・ 飲食料品の消費税率が1%から8%となる令和11年度から本格導入される所得に連動したきめ細かな給付は、<u>中所得・低所得の現役勤労者に着目して、その負担軽減を通じて、所得に応じ、これまでより手取りが増えるようにすることを目的</u>としております。 ・ その結果、…<u>給付の対象となる中所得・低所得の現役勤労者の大宗については、飲食料品の消費税率引下げの効果を上回る支援を受けられる</u>ことから、御懸念は当たらないと考えております。 その上で、所得に連動したきめ細かな給付の<u>対象外となる、勤労意欲のある低所得の方</u>については、給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、既存の社会保障制度での対応も含め、<u>必要な対応の在り方を検討し、可能なものについては令和11年度からに合わせて実施できるように、本格導入までに結論</u>を得てまいります。 更に、所得に連動したきめ細かな給付の<u>対象外となる、就労しておられない高齢者の方</u>への対応につきましては、社会保障国民会議の中間とりまとめにおいても年金制度などの既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応の在り方を継続検討し、<u>次期 年金法改正が予定されている令和12年までに結論を得る</u>とされており、<u>所得に連動したきめ細かな給付と既存の年金制度の双方から取り残される方が生じないように検討</u>をしてまいります。

課題	高市総理大臣会見（R8.7.30）（抜粋）
給付との比較	多くの野党の皆様から、給付の方が、飲食料品の消費税減税より迅速であり、優れているのではないかとのご提案もありました。しかしながら、 ・ <u>真に公平な給付を実現</u>するには、高所得の配偶者の所得を把握することとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳の被扶養者の情報を把握した上で、所得に連動したきめ細かな給付を本格導入する必要がありますので、それには<u>一定の期間を要します</u>。 ・ そもそもこれまでの給付は、<u>制度やインフラのない中で、その都度行ってきたため、所得に連動したきめ細かな仕組みとすることはできず</u>、また、<u>自治体の皆様には急な準備をお願いすることになっていました</u>。 ・ 実際に、例えば、昨年末の補正予算で対応を決めた、子ども一人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当でも、市区町村によっては、給付開始が今年7月末までずれ込むといった見込みです。 ・ また、<u>2月の衆院選において、公約に掲げて戦った以上、その実現への国民の皆様の期待が高いことも重く受け止め</u>、有権者の皆様に納得感のある、十分な飲食料品の消費税率引下げが必要だと考えています。